

平成 29 年度 松山市廃棄物処理施設審議会

第 1 回 原因者責任検討部会議事要旨

日 時 : 平成 29 年 11 月 9 日 (木) 13:30~14:30
場 所 : 松山センタービル 4 階第 1 会議室

- (1) 市は、現在行政代執行で行っているレッグ最終処分場での支障等除去対策を確実に実施するとともに、原因者への厳格な責任追及を継続すること。
- (2) 産業廃棄物不適正処理事案を受けた再発防止策として、以下の取組は評価できる。今後もこれらの取組を継続し、不適正処理の再発防止に努めること。
 - ・ 廃棄物処理業者等への計画的な立入検査
 - ・ 行政指導や行政処分 of 適切な運用
 - ・ 業種ごとの廃棄物の発生・排出の実態を踏まえた事業者への周知・啓発活動
 - ・ 職員の知識やスキル向上のための取組
- (3) 産業廃棄物の処理は広域的に行われることから、市が本事案で得た経験を他自治体等と共有すること等を通じて、全国的な不適正処理防止のための取組に役立てることが望ましい。
- (4) 市はこれまで、原因者等、法的責任を負うものに対する徹底した責任追及を実施している。さらに、多額の公費を投入する本事案の特性を踏まえ、法的責任のない排出事業者・収集運搬業者に対し、任意の協力を求めており、その手法は業界団体を通じるなどした幅広いものとなっている。その結果、市は排出事業者や収集運搬業者等から幅広い協力が得られており、市の取組は妥当なものとして評価できる。

※ 公開の判断の理由 (松山市情報公開条例第 7 条第 2 号, 第 3 号及び第 7 号)

本部会では、特定の個人や法人の不利益情報が含まれ、また、公開することにより、今後、原因者等への責任追及等を実施する際に支障が生じると認められるため、それらの情報を除いた情報を公開する。